

再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の方向性について

- 0 目次
- 1 基本的事項
- 2 基準（太陽光発電施設）
基準（風力発電施設）
- 3 促進区域の設定等に当たっての留意事項
- 4 基準の見直し

**千葉県環境生活部
温暖化対策推進課**

0 目次

第1章 基本的事項

- ・ 趣旨
- ・ 基準の位置付け
- ・ 基準の対象

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準

- ・ 促進区域に含めない区域
- ・ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

2 風力発電施設に関する基準

- ・ 促進区域に含めない区域
- ・ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

第4章 基準の見直し

1 基本的事項

趣旨

- 国は、地域の脱炭素化を促進するため、地球温暖化対策推進法の改正(令和4年4月施行)により、地方公共団体実行計画制度を拡充し、「地域脱炭素化促進事業」の制度を創設
- 市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）に、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等を定めるよう努めることとされ、その設定にあたっては、国・県の環境保全に係る基準を踏まえることとされた
- 本県の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進するため、促進区域の設定に関する環境配慮基準を定める

基準の位置付け

- 地球温暖化対策推進法に基づく都道府県が定める促進区域に関する環境配慮基準

基準の対象

- 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類
太陽光発電施設、風力発電施設（洋上風力発電施設を除く。）
- 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置形態など
建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力10kW未満の太陽光発電設備

2 基準（太陽光発電施設）【促進区域に含めない区域】

土地への安定性

国基準：地球温暖化対策推進法施行規則において定められている基準
 ハンドブック：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブックにおいて示されている基準イメージ
 ▲：(国基準)考慮すべき区域・事項 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項 —：特段の記載なし

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
1	砂防指定地 (砂防法)	▲×	砂防設備の必要な土地または治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地
2	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	▲×	急傾斜地（傾斜度が30度以上かつ急傾斜地の高さが5m以上）や、これらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域
3	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	▲×	地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、公共建物や一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるもの ※地すべりとは：地下水などの影響により斜面の一部や全部がゆっくりと斜面下方に移動する現象のこと
4	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	× △	・土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)とは、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域 ・土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)とは、土砂災害警戒区域の中で、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
5	・保安林 ・保安林予定森林 (森林法)	▲×△ —	・保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するための森林 ・保安林予定森林とは、間もなく保安林に指定されることを告示し、その内容を森林所有者等に通知している森林
6	・河川区域 ・河川保全区域 ・河川予定地 (河川法)	— — —	・河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間 ・河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域 ・河川予定地とは、河川管理者が新たに河川区域内の土地となるべき土地を指定

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

動植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 -：特段の記載なし

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
7	<ul style="list-style-type: none"> 県指定特別保護地区 県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法) 	<ul style="list-style-type: none"> × △ × 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護のために必要と認められるとき指定することができる区域で、「国指定鳥獣保護区」と「県指定鳥獣保護区」の2種類がある 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域は、「特別保護地区」に指定
8	生息地等保護区 (種の保存法)	▲×	<p>国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、生息地等保護区(管理地区と監視地区)を指定している</p> <p>※生息地等保護区は全国で10箇所あり、本県は該当なし</p>
9	ラムサール条約湿地 (ラムサール条約)	×	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地に関する条約

地域を特徴づける生態系への影響

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
10	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域 郷土環境保全地域 緑地環境保全地域 (自然環境保全法) (千葉県自然環境保全条例) 	<ul style="list-style-type: none"> × - - 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域とは、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと 郷土環境保全地域とは、県条例に基づき指定された、歴史的・郷土的に特色のある遺跡等と一体となった自然環境を形成している地域 緑地環境保全地域とは、県条例に基づき指定された、生活環境の維持にその効果が認められる自然環境を形成している樹林地などの区域 <p>※本県は、法に基づく自然環境保全地域は指定されていない</p>

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 —：特段の記載なし

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
11	<ul style="list-style-type: none"> 国立/国定公園の特別地域 県立自然公園の特別地域 (自然公園法) (千葉県立自然公園条例) 	▲× ×	<ul style="list-style-type: none"> 国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するもの 特別保護地区、海域公園地区、特別地域(1～3種)、普通地域に分けられる
12	風致地区 (都市計画法)	×	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
13	特別緑地保全地区 (都市緑地法)	—	都市における良好な自然環境となる緑地として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行う地区
14	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地特別保全地区 近郊緑地保全地区 (首都圏近郊緑地保全法) 	— —	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することが、近郊整備地帯における無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することから、特に保全が必要な地区について、国が「近郊緑地保全区域」を指定 近郊緑地保全区域のうち、特に自然環境のすぐれた地区を「近郊緑地特別保全地区」として県が指定

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

2 基準（太陽光発電施設）【考慮すべき区域・事項】

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 -：特段の記載なし

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
1	騒音による影響 反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等の位置 住宅の分布状況 用途地域 	△ — —	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域とは、計画的な市街地を形成するために、用途に応じて分けられたエリア（第一種低層住居専用地域や商業地域、工業専用地域など）
2	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の河川、湖沼等の利用状況（飲料水、農業用水等の取水状況） 	△	—
3	重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 重要な地形・地質・自然現象の分布 	—	—
4	土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害(急傾斜地崩壊、地すべり、土石流)の発生原因となり得る土地の分布状況 土砂災害危険箇所 災害危険区域 山地災害危険地区 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域 洪水浸水想定区域 津波災害警戒区域 海岸保全区域 土地の災害履歴 	— — — — — — — — — — — —	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称 災害危険区域は、建築基準法に基づき設定。県では、急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域として設定している 山地災害危険地区とは、山くずれ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域 洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域 津波災害警戒区域とは、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域(本県未指定) 海岸保全区域とは、津波などの被害から海岸を防護し、国土を保全する必要があると認められる区域

※「促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 ー：特段の記載なし

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
5	動植物の重要な種 及び注目すべき生 息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 ・絶滅危惧種の生息・生育への支障(レッドリスト) ・植生自然度の高い地域 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林 	<p>▲</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストで、国内では、国や地方公共団体などが作成 ・植生自然度とは、植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標で、10ランクに区分 ・特定植物群落とは、植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの。 ・巨樹・巨木林とは、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして保全すべき自然(原則、地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木)
6	地域を特徴づける 生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・自然再生の対象となる区域 ・自然共生サイト 	<p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>ー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山とは、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域 ・重要湿地とは、生物多様性の保全の観点から重要な湿地 ・自然再生の対象となる区域とは、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理することを目的とした区域 ・自然共生サイトとは、国が認定した、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

※「促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 -：特段の記載なし

人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
7	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園、千葉県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・長距離自然歩道 ・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット ・景観計画の対象区域 	△ △ - -	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道とは、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道 ・景観計画は、一定の要件に該当する地域を対象に、建築物や工作物のデザイン、色彩などの制限を定め、ゆるやかな規制誘導を行うもの
8	主要な人と自然との 触れ合いの活動の 場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	-	-

その他

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
9	その他千葉県が 必要と判断する もの	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地 ・漁業権の設定状況 ・文化財の指定地及び所在地 ・廃棄物の埋設場所 ・土壌汚染場所 	- - - - -	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地とは、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業(農業用排水施設、農地の整備等)の対象地等のこと ・漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利

※「促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

2 基準（風力発電施設）【促進区域に含めない区域】

土地への安定性

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 —：特段の記載なし

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
1	砂防指定地 (砂防法)	▲×	砂防設備の必要な土地または治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地
2	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	▲×	急傾斜地（傾斜度が30度以上かつ急傾斜地の高さが5m以上）や、これらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域
3	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	▲×	地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、公共建物や一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるもの ※地すべりとは：地下水などの影響により斜面の一部や全部がゆっくりと斜面下方に移動する現象のこと
4	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	× △	・土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)とは、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域 ・土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)とは、土砂災害警戒区域の中で、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
5	・河川区域 ・河川保全区域 ・河川予定地 (河川法)	— — —	・河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間 ・河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域 ・河川予定地とは、河川管理者が新たに河川区域内の土地となるべき土地を指定

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

動植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

- ▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 ー：特段の記載なし

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定特別保護地区 ・ 県指定鳥獣保護区 ・ 国指定鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法) 	<ul style="list-style-type: none"> × △ × 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護のために必要と認められるとき指定することができる区域で、「国指定鳥獣保護区」と「県指定鳥獣保護区」の2種類がある ・ 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域は、「特別保護地区」に指定
7	生息地等保護区 (種の保存法)	▲×	<p>国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、生息地等保護区(管理地区と監視地区)を指定している</p> <p>※生息地等保護区は全国で10箇所であり、本県は該当なし</p>
8	ラムサール条約湿地 (ラムサール条約)	×	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地に関する条約

地域を特徴づける生態系への影響

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全地域 ・ 郷土環境保全地域 ・ 緑地環境保全地域 (自然環境保全法) (千葉県自然環境保全条例) 	<ul style="list-style-type: none"> × ー ー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全地域とは、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと ・ 郷土環境保全地域とは、県条例に基づき指定された、歴史的・郷土的に特色のある遺跡等と一体となった自然環境を形成している地域 ・ 緑地環境保全地域とは、県条例に基づき指定された、生活環境の維持にその効果が認められる自然環境を形成している樹林地などの区域 <p>※本県は、法に基づく自然環境保全地域は指定されていない</p>

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 -：特段の記載なし

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
10	・国立/国定公園の特別地域 ・県立自然公園の特別地域 (自然公園法) (千葉県立自然公園条例)	▲× ×	・国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するもの ・特別保護地区、海域公園地区、特別地域(1～3種)、普通地域に分けられる
11	風致地区 (都市計画法)	×	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
12	特別緑地保全地区 (都市緑地法)	—	都市における良好な自然環境となる緑地として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行う地区
13	・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	— —	・首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することが、無秩序な市街化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することから、特に保全が必要な地区について、国が「近郊緑地保全区域」を指定 ・近郊緑地保全区域のうち、特に自然環境のすぐれた地区を「近郊緑地特別保全地区」として県が指定

その他、県が特に配慮が必要と判断する事項

No	区域 (根拠法令等)	国基準等	概要
14	優良農地 (農振法及び農地法)	—	・優良農地とは、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業(農業用排水施設、農地の整備等)の対象地等のこと

※「国基準等」及び「概要」は企画政策部会で審議するために記載しており、素案では削除します。

※網掛けは太陽光発電と違う箇所

2 基準（風力発電施設）【考慮すべき区域・事項】

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 —：特段の記載なし

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

No	考慮すべき環境配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
1	騒音による影響 風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域 	△ — —	・用途地域とは、計画的な市街地を形成するために、用途に応じて分けられたエリア（第一種低層住居専用地域や商業地域、工業専用地域など）
2	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の河川、湖沼等の利用状況（飲料水、農業用水等の取水状況） 	—	—
3	重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な地形・地質・自然現象の分布 	—	—

※「収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 —：特段の記載なし

No	考慮すべき環境配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
4	土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・保安林予定森林 ・土砂災害(急傾斜地崩壊、地すべり、土石流)の発生原因となり得る土地の分布状況 ・土砂災害危険箇所 ・災害危険区域 ・山地災害危険地区 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域 ・洪水浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・海岸保全区域 ・土地の災害履歴 	▲×△ — — — — — — — — — — — —	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するための森林 ・保安林予定森林とは、間もなく保安林に指定されることを告示し、その内容を森林所有者等に通知している森林 ・土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称 ・災害危険区域は、建築基準法に基づき設定。県では、急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域として設定している ・山地災害危険地区とは、山くずれ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区 ・宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域 ・洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域 ・津波災害警戒区域とは、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域(本県未指定) ・海岸保全区域とは、津波などの被害から海岸を防護し、国土を保全する必要があると認められる区域

※「収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

※網掛けは太陽光発電と違う箇所

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 ー：特段の記載なし

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
5	動植物の重要な種 及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国内希少野生動植物の生息・生育への支障 風力発電に係るセンシティブティマップ 絶滅危惧種の生息・生育への支障(レッドリスト) 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹・巨木林 	<p>▲</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電に係るセンシティブティマップとは、風力発電に対する鳥類への影響が懸念される区域を示したマップ レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストで、国内では、国や地方公共団体などが作成 植生自然度とは、植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標で、10ランクに区分 特定植物群落とは、植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの。 巨樹・巨木林とは、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして保全すべき自然(原則、地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木)
6	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山 重要湿地 自然再生の対象となる区域 自然共生サイト 	<p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>ー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山とは、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域 重要湿地とは、生物多様性の保全の観点から重要な湿地 自然再生の対象となる区域とは、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理することを目的とした区域 自然共生サイトとは、国が認定した、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

※「収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

※網掛けは太陽光発電と違う箇所

▲：(国基準)考慮すべき区域・事項
 ×：(ハンドブック)促進区域に含めない区域
 △：(ハンドブック)考慮すべき区域・事項
 —：特段の記載なし

人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
7	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園、千葉県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・長距離自然歩道 ・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット ・景観計画の対象区域 	△ △ — —	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道とは、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道 ・景観計画は、一定の要件に該当する地域を対象に、建築物や工作物のデザイン、色彩などの制限を定め、ゆるやかな規制誘導を行うもの
8	主要な人と自然との 触れ合いの活動の 場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	—	—

その他

No	考慮すべき環境 配慮事項	区域・事項	国基準等	概要
9	その他千葉県が 必要と判断する もの	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の設定状況 ・文化財の指定地及び所在地 ・廃棄物の埋設場所 ・土壌汚染場所 	— — — —	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利

※「収集すべき情報及び収集方法」、「適正な配慮のための考え方」は素案で示します。

3・4 留意事項と基準の見直し

促進区域の設定等に当たっての留意事項

- 市町村は、促進区域の設定等に当たって、次の事項に留意すること。
 - 本基準は、県内一律に配慮を要する事項を定めていることから、地域特性等に応じて市町村が主体的に検討を行うこと。
 - 所管行政機関(国・県・市町村)と十分な意見交換及び調整を行うこと。
 - 環境への影響の懸念が小さい場所から優先的に設定するよう検討を行うこと。

基準の見直し

- 千葉県地球温暖化対策実行計画で掲げる目標や関連する施策の実施状況等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行う。